

平成29年3月17日

三芳水道企業団
企業長 金丸 謙一 様

三芳水道企業団水道事業運営審議会
会長 石井 久治

水道料金のあり方について（中間答申）

平成28年7月20日付三企第708号で諮問のあった標記の件について審議の結果、下記のとおり中間答申として提出する。

記

1. はじめに

水道事業は、市民生活の基盤となる重要なライフラインの一つであり、生活に密着したものである。そのため、水道料金については、市民にとって大きな関心事の一つである。

三芳水道企業団において水道料金は、消費税の改定によるものを除き、平成12年度を最後に、改定を行っていない状況である。

このことは、三芳水道企業団が、管理体制の効率化や浄水場の統合及び廃止などの施設運用の見直しや、事務事業を見直し、人員の削減などの人員配置の適正化を行った効果によるものと認められるものである。

しかしながら、施設については、高度経済成長期に整備された水道管や浄水場などが、経年劣化に伴って更新のピークを平成34年度頃から迎えるため、資金需要が増加する見込みということである。

一方、水道料金の収入は、人口減少と市民の節水意識の向上などにより逡減している。

このようなことから本審議会では、安定した経営基盤を構築するため、今後の水道料金のあり方について諮問を受け、財政収支予測等を踏まえつつ、慎重に審議を行った。

2 中間答申

三芳水道企業団の水道事業は、施設の更新の増加と、水道料金の収入の減少に伴い現在の料金水準のままでは平成30年度頃から損益計算において損失が発生し、健全な水道事業運営ができる留保資金の限度額についても下回る見込

みであるため、このままでは、健全な経営を阻害し、ひいては資金収支が悪化して市民への安定した給水にも支障を及ぼしかねない。

このことから、健全な水道事業運営を行うためには、適切に収入を確保する必要があり、水道料金の改定はやむをえない。

一方、現在水道事業体の統合が協議されており、事業統合の進捗次第では、財政収支予測が大きく変わることが予測される。

このため水道料金の改定に当たっては、事業統合の動向を見極める時期を料金算定期間とし、平均改定率を5%とすることによって、市民生活への影響を最小限にとどめるものとする。

ただし、三芳水道企業団では、館山市と南房総市の2市にわたって給水していることから、料金の改定にあたっては、両市の使用者に十分な周知期間を設けて改定することが妥当である。

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第 1 回	平成 2 8 年 7 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から 館山市役所本館 2 階会議室	委嘱状の交付 会長及び副会長選出 諮問 議事 (1) 審議会の公開・非公開について (2) 三芳水道企業団水道事業の現状について
第 2 回	平成 2 8 年 8 月 3 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から 館山市鏡ヶ浦クリーンセンター 2 階会議室	議事 (1) 料金改定シミュレーションについて (2) 水道事業の発展的広域化の推進について
第 3 回	平成 2 8 年 9 月 3 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から 館山市役所 本館 2 階会議室	議事 (1) 料金改定の方向性について
第 4 回	平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から 館山市役所 本館 2 階会議室	議事 報告 南房総市水道事業経営審議会の進捗状況について 審議 (1) 今後の三芳水道企業団水道事業運営審議会の進め方について (2) 水道料金設定の方針について
第 5 回	平成 2 9 年 2 月 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分から 館山市役所 2 号館 2 階会議室	議事 (1) 水道料金の改定率について (2) 水道料金の体系について